質 問 表 (回 答)

No.	質問日	文書名	頁	質問対象の引用文	質問内容	回答日	回答
1	3月11日	その他	2	行技術力」の審査基準「…付属	規定している「付属機関付」の範囲についてご教示ください(例:審議会の運営支援を含む)。	3月12日	「付属機関」とは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関のみならず、委員会、懇談会その他名称の如何を問わず 区民及び学識経験者等が参加して審議、検討又は調査等を行うことを目的として、自治体が要綱等で設置した機関のことです。上記の会議体の運営支援を含み、計画策定支援業務を行ったものを対象としてお考えください。
2	3月11日	その他	1	「別紙2 提出書類一覧及び留 意事項」の提出書類4「財務諸 表(損益計算書、貸借対照 表)」	提出するべき損益計算書、貸借対照表は、 直近期分でよろしいでしょうか。あるい は、複数期分の提出が必要でしょうか。	3月12日	損益計算書、貸借対照表は、直近期分のみ で差し支えありません。
3	3月11日	その他	1	「別紙2 提出書類一覧及び留意事項」の提出書類8「法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」	提出するべき履歴事項全部証明書は、原本 の提出が必要でしょうか。	3月12日	履歴事項全部証明書は原本を提出してください。
4	3月11日	委託仕様書	2	別紙1 (仕様書案) の4(4) 「関係団体等ヒアリング調査の 実施【令和6年度】」	関係団体等ヒアリング調査の実施にあたり、関係団体等の選定は区が行うのでしょうか。	3月12日	関係団体等の選定は、区の意見をもとに受 託事業者と協議のうえ決定する予定です。